

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について (概要)

(教) 福利課年金係

1 改正理由

国家公務員における失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令が令和元年 8 月 30 日公布され、その一部が施行されたことにより、国に準じて同規則の改正内容を反映させるため、公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部について所要の改正を行う。なお、国家公務員における失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令の改正根拠は以下のとおりです。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないことを目的とした、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関連法律の整備に関する法律 (令和元年法律第 37 号) が公布され、同法において地方公務員法 (昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号) の一部改正が令和元年 12 月 14 日に施行されること。
- (2) 雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号) が改正されたこと。

2 改正点

- (1) 成年被後見人等に該当して失職した職員に係る失業者の退職手当に関しての規定を削除するもの。
- (2) 失業者の退職手当は、退職日の翌日から原則 1 年以内 (以下、「受給期間」という。) の失業している日について一定日数分を支給するが、この受給期間内に、妊娠、出産等の理由により、引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなった場合は、その翌日から 1 箇月以内に申請することにより、職業に就けない期間を受給期間に加えることができるが、この申請期限を 1 箇月以内から 4 年以内に延長するもの。
- (3) 様式改正
別記様式 3 号の 2

3 施行日

令和元年 12 月 14 日

ただし、2 (2) は公布日